破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１８８号
宮城県栗原市若柳字川南南大通26番地２
債務者　木村　義則
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　破産債権の届出期間　平成21年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字大森平41番地
債務者　遠藤　幸喜
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　破産債権の届出期間　平成21年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１３２４号
仙台市青葉区上杉６丁目１番16―302号
債務者　笹原惠美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　美砂
4　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
茨城県つくば市松代４丁目９番地４
債務者　高松　譲二
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木富美子
4　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４７１号
愛媛県東温市横河原1375番地　愛大横河原宿舎252号、住民票上の住所愛媛県松山市湯の山４丁目１番地10
債務者　大西　正輝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５号
福岡県京都郡みやこ町豊津1380番地18
債務者　石川　和弘
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　幸一
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
水戸市柳河町138番地、旧住所水戸市鯉渕町4888番地の300
債務者　鈴木由紀子（旧姓川又）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　破産債権の届出期間　平成21年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月25日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４５号
北海道岩見沢市志文本町３条２丁目１番15号
債務者　有馬　正一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤明日子
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月27日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第６１６号
盛岡市津志田中央１丁目５番５―101号
債務者　杉浦　　忍
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　裕之
4　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２５８１号
名古屋市緑区鳴海町字母呂後99番地の６
債務者　南部　好宏
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直紹
4　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２８号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江中沼19番地
債務者　岩田　耕治
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　破産債権の届出期間　平成21年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７７６号
広島県安芸郡府中町浜田４丁目７番18号、申立時の住所広島県安芸郡海田町南堀川町１番31―1002号
債務者　山田　博之
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午後３時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８７６１号
大阪市大正区千島２丁目４番１―841号
債務者　志良堂　暁
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８４８号
大阪府枚方市楠葉花園町１番３―206号
債務者　井ノ本和夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０７６号
大阪市平野区流町３丁目17番14号シャトー吉崎46
債務者　萱野　将啓
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部